

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令 6 発三第 号
令和 6 年 6 月 28 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 三木町交通計画推進協議会
住 所 香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地
代表者氏名 会長 鈴木 達也

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定め
たので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

運行系統の概要

- 運行期間 令和6年10月1日～令和7年9月30日
- 事業主体 三木町（道路運送法第78条による自家用有償旅客運送）
- 運行路線
- ①池戸コース（右回り）
 - ②池戸コース（左回り）
 - ③神山コース（右回り）
 - ④神山コース（左回り）
 - ⑤井戸・下高岡コース（右回り）
 - ⑥井戸・下高岡コース（左回り）
 - ⑦北部循環コース（右回り）
 - ⑧北部循環コース（左回り）
 - ⑨田中コース（右回り）
 - ⑩田中コース（左回り）
- ※①～⑩は月～土曜日まで運行
- ⑪奥山・鹿庭コース（月・木曜日）
 - ⑫小蓑・朝倉コース（火・金曜日）
- バス車両
- ①～⑩ハイエースコミューター2台（10人乗り）
 - ⑪及び⑫ハイエース（9人乗り）
- 1日の運行回数
- ①池戸コースを右回りに4回運行する。
 - ②池戸コースを左回りに3回運行する。
 - ③神山コースを右回りに2回運行する。
 - ④神山コースを左回りに2回運行する。
 - ⑤井戸・下高岡コースを右回りに2回運行する。
 - ⑥井戸・下高岡コースを左回りに3回運行する。
 - ⑦北部循環コースを右回りに3回運行する。
 - ⑧北部循環コースを左回りに2回運行する。
 - ⑨田中コースを右回りに2回運行する。
 - ⑩田中コースを左回りに3回運行する。
 - ⑪3往復
 - ⑫3往復

- 1日の総運行数
- ①池戸コース（右回り）（12.5 km×4回）
 - ②池戸コース（左回り）（12.5 km×3回）
 - ③神山コース（右回り）（16.9 km×2回）
 - ④神山コース（左回り）（16.9 km×2回）
 - ⑤井戸・下高岡コース（右回り）（12.9 km×2回）
 - ⑥井戸・下高岡コース（左回り）（12.9 km×3回）
 - ⑦北部循環コース（右回り）（15.7 km×3回）
 - ⑧北部循環コース（左回り）（15.7 km×2回）
 - ⑨田中コース（右回り）（13.4 km×2回）
 - ⑩田中コース（左回り）（13.4 km×3回）
- 合計 365.1 km
- ⑪奥山・鹿庭コース（38.3 km×3回）
- 114.9 km
- ⑫小蓑・朝倉コース（34.2 km×3回）
- 102.6 km

- 運行日
- ①～⑩月曜日～土曜日（日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休）
 - ⑪月曜日と木曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休）
 - ⑫火曜日と金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休）

- 運行時間
- ①～⑩午前7時00分から午後6時30分まで
 - ⑪午前8時30分から午後5時08分まで
 - ⑫午前8時30分から午後5時09分まで

三木町地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1) 地域内フィーダー系統確保維持事業の名称

三木町地域内フィーダー系統確保維持事業

2) 目的・必要性 <令和7～9年度>

本町は、平成11年に本町各所と隣接する高松市を結ぶことでんバスの路線が廃止となったことで、大部分が公共交通空白地域となっていた。その解消に向け、平成15年度に町民に対してコミュニティバスに関するアンケート調査を実施した上で、行政による公共交通施策が必要であると判断し、平成17年から町内の公共施設等を巡回する「三木町コミュニティバス」の運行を開始した。コミュニティバスは、私鉄のことでん学園通り駅を拠点とし、香川大学医学部附属病院をはじめとした病院、マルナカをはじめとした買物施設、町役場などへのアクセスに好評を得ており、特に移動手段を持たない高齢者、障がい者などの交通弱者にとって欠かせない存在となっている。また、停留所の増設及び移設やフリー乗降区間の設定など、利便性の向上に努め、利用者のニーズに応じた運行を継続している。

また、平成24年12月から長年公共交通空白地域となっていた山間部の山南地区を2系統に分け、コミュニティバスの試験運行を実施。様々な検証を踏まえ、平成25年10月から本格運行を開始した。山南地区から既存のコミュニティバスに接続することにより、山間部の高齢者などの交通弱者にとって、病院、買い物施設等へのアクセスがより便利となり好評を博している。

さらに、令和元年度には、本町における地域公共交通の活性化及び再生を推進する観点から、需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に向けて「三木町地域公共交通網形成計画」を策定し、より一層住民ニーズと地域規模にあった公共交通を推進する。

しかしながら、コミュニティバスの運行委託料及び燃料費などの運行経費が非常に高いことが問題であり、採算確保が非常に難しく、年々財政負担が大きくなってきているが、高齢化が進行するなか、地方に住む交通弱者が増加する現代において、地域公共交通の確保は極めて重要な課題である。

地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバスの運行を持続的なものにすることで、町民の生活に必要な旅客輸送を確保する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

1) 事業の目標 <令和7～9年度>

①公共交通による収入の増加

令和9年度【目標】	平野部収支率：20.0%	山南地区収支率：14.0%
令和8年度【目標】	平野部収支率：20.0%	山南地区収支率：14.0%
令和7年度【目標】	平野部収支率：20.0%	山南地区収支率：14.0%
令和6年度【目標】	平野部収支率：20.0%	山南地区収支率：14.0%
令和5年度	平野部収支率：8.3%	山南地区収支率：7.7%
令和4年度	平野部収支率：9.4%	山南地区収支率：4.2%

②地域住民の公共交通利用者数の増加

令和9年度【目標】	平野部：18,000人	山南地区：3,000人
令和8年度【目標】	平野部：18,000人	山南地区：3,000人
令和7年度【目標】	平野部：18,000人	山南地区：3,000人
令和6年度【目標】	平野部：16,000人	山南地区：2,500人
令和5年度	平野部：10,124人	山南地区：1,004人
令和4年度	平野部：11,092人	山南地区：984人

2) 事業の効果 <令和7～9年度>

三木町コミュニティバスの運行を維持することにより、町民の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統である大川バス引田線やことでんバス高松医療センター・大学病院線をはじめ、私鉄ことでん長尾線に連結することで、広域的な交通体系が確保できる。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体(自由記述)

令和元年度に地域公共交通網形成計画の策定を行い、計画に基づき令和3年度に運行ダイヤ・運賃体系・路線などの再編を行った。令和6年1月にも運行ダイヤ・路線の修正を行っており、今後もニーズに合わせた対応を行い、利用者の増加を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

香川県三木町

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

三木町交通計画推進協議会

7. 目標・効果の評価手法及び測定方法

施策の進捗管理や目標の達成状況、施策の妥当性・効果などの確認は、「三木町交通計画推進協議会」で行うことで、地域住民・交通事業者・関係機関・三木町が、各々連携を図りながら、三木町地域公共交通計画に基づき、目指す将来像の実現に向けて施策を推進していく。また、この計画が最終ではなく、今回の計画（Plan）を基に、計画的な施策の実施（Do）、目標に対する達成状況等の確認（Check）、確認を踏まえた上での見直し（Action）という PDCA サイクルで進捗管理を行い、本町に適した交通環境について、随時見直しながら計画を進めていく。

8. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添表5のとおり

10. 車両の取得に係る目的・必要性

本町は、町内平野部を巡回するバス車両については、耐用年数を大幅に超えており、エンジントラブル、冷暖房の不具合など早急な買い替えが必要になってきていたこと、また、令和元年度に住民アンケート調査及び公共交通利用者アンケート調査などを実施し、ここから得られるデータやバスの利用状況、収支などを基に活性化再生法に規定される法定協議会「三木町交通計画推進協議会」により議論を行い「三木町地域公共交通網形成計画」を策定した。調査の結果や現状の利用状況を踏まえて、バス停までの距離が遠く感じている住民が多いことやコミュニティバスの空バス運行が目立っていること、令和3年末まで走行している34人乗りのノンステップバスの買い替え時期が近いことなどを含めて、細街路など住宅街付近まで走行でき、バス車両としてもある程度の人数が乗車できる車両の導入が必要であった。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

1) 事業の目標 <令和7～9年度>

①公共交通による収入の増加

令和9年度【目標】	平野部収支率：20.0%	山南地区収支率：14.0%
令和8年度【目標】	平野部収支率：20.0%	山南地区収支率：14.0%
令和7年度【目標】	平野部収支率：20.0%	山南地区収支率：14.0%
令和6年度【目標】	平野部収支率：20.0%	山南地区収支率：14.0%

令和 5 年度	平野部収支率：8.3%	山南地区収支率：7.7%
令和 4 年度	平野部収支率：9.4%	山南地区収支率：4.2%

②地域住民の公共交通利用者数の増加

令和 9 年度【目標】	平野部：18,000 人	山南地区：3,000 人
令和 8 年度【目標】	平野部：18,000 人	山南地区：3,000 人
令和 7 年度【目標】	平野部：18,000 人	山南地区：3,000 人
令和 6 年度【目標】	平野部：16,000 人	山南地区：2,500 人
令和 5 年度	平野部：10,124 人	山南地区：1,004 人
令和 4 年度	平野部：11,092 人	山南地区：984 人

2) 事業の効果 <令和 7～9 年度>

車両の小型化により、細街路まで運行が可能になり住宅密集地などの利用ニーズのあるエリアをカバーできることから利用者増につなげることができる。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者

別添表 6 のとおり

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

該当なし

14. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 6 年 6 月 28 日 令和 6 年度第 2 回三木町交通計画推進協議会
地域公共交通確保維持計画について、承認を得る。

18. 利用者等の意見の反映状況

町民からの三木町コミュニティバスに関する要望は、利用者等から電話などで随時受け付けており、定期的に三木町地域公共交通会議において議論し、運行ダイヤに反映している。令和元年に行った住民アンケート調査及び公共交通利用者アンケート調査を基に「三木町地域公共交通網形成計画」を策定し、令和6年1月より新しい交通体系で運行を行っている。

19. 協議会メンバーの構成

県

香川県交流推進部交通政策課

関係市区町村

三木町政策課、土木建設課、福祉介護課

交通事業者

高松琴平電気鉄道株式会社、大川自動車株式会社、香川県タクシー協同組合

地方運輸局

四国運輸局香川運輸支局

その他協議会が必要と認める者

三木町商工会、三木町老人クラブ連合会、三木町婦人団体連絡協議会、

三木町総務建設常任委員会、高松東警察署、高松市都市整備局交通政策課

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

(所属) 三木町政策課

(氏名) 大北 星輝・近藤 巧哉

(電話) 087-891-3302 (2214・2215)

(e-mail) seisaku@town.miki.lg.jp

三木町地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧
（交付要綱第17条第1項 関連）

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

P28

2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

P29,30

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

P30

4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

P32,44,45